

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

(特非) 福祉総合評価機構愛媛県事務所

② 施設・事業所情報

名称：松山市立国津保育園	種別：保育所
代表者氏名：泉あゆ子	定員（利用人数）：45（11）名
所在地：松山市八反地甲 1647	
TEL：089-993-0807	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kaku-kaichiran/hokenfukusibu/hoikusyo/kunituho.html
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：昭和 27 年 5 月 25 日（平成 3 年 3 月 28 日改築）	
経営法人・設置主体（法人名等）：松山市	
職員数	常勤職員：3 名 非常勤職員：7 名
専門職員	（専門職の名称） 名
	保育士 2 名 保育士 5 名
	調理員 1 名 調理員 1 名 作業員 1 名
施設・設備の概要	（居室数）
	（設備等）
	保育室 3・調理室・事務室 調乳室・沐浴シャワー室・ 休憩室・ホール 鉄筋コンクリート平屋、車いす用スロープ、 電子錠

③ 理念・基本方針

〈保育理念〉

- ・子どもの最善の利益を考慮し、子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障します。
- ・生涯にわたる「生きる力」の基礎を培うことを目標に、保育所の環境を通して、養護と教育を一体的に行います。
- ・保護者や地域の子育て家庭への支援を行います。

〈国津保育園の保育目標〉

- ・自分を大切にし、相手を思いやる心を育てる。
- ・自然に触れながら、丈夫な身体を作る。
- ・豊かな感性と表現力を育む。

(保育所版)

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・小規模保育園ならではの一人ひとりに寄り添った保育
- ・ボードフォリオを使った日々の保育の家庭への発信
- ・菜園での野菜作りと、収穫した野菜を使っての料理活動
- ・自然豊かな地域ならではの園外保育

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年4月27日（契約日） ～ 令和5年1月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成24年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

広い園庭をいかして、子どもの体力作りと季節ごとの草花や昆虫など自然とのふれあいを大切にした保育を行っています。また少人数であるため、一人ひとりの子どもの状況や変化に寄り添った保育と保護者の支援を行っています。

公立保育園としての役割を基本として、できるだけ地域の保育ニーズに応えるべく中長期の園の姿をイメージできるプランを作成し、実現のための対策に取り組んでいます。また主管課で策定されたマニュアル・手順をもとに園の特徴にあわせた分かりやすい手順やマニュアル・園だよりなどを園で工夫して作成し、保育の質の向上に取り組んでいます。

◇改善を求められる点

保護者が意見や相談を気軽にできるよう、また園からの方針などの説明についても様々な工夫や改善が行われていますが、保護者に園の思いが伝わりきらない部分もあるかもしれません。日頃の送迎時のコミュニケーションや個別懇談などで保護者が意見や相談を出しやすくなる雰囲気、場所、機会などについて、さらなる取組を期待します。

(保育所版)

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審させていただいた事で、園内では気づくことのできなかつた事を知る事ができ、職員一人ひとりまた、組織としての保育の在り方の見直しをするいい機会をいただきました。

コロナ禍でさまざまな保育活動が制限されているとはいえ、見直すべき点は真摯に受け止め、職員会で保育の振り返り、見直し、周知し保育に反映していきたいと考えています。

更に、地域に根差した保育園作りを目指し、保護者が意見や相談を気軽にできるように、また、“保育の見える化と保護者への発信”について様々な方法を考案、実施していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント>理念・保育目標は、ホームページ・入園のしおりに記載するとともに、玄関に掲示されています。保護者へは入園時のオリエンテーションで伝えていきます。分かりやすい説明を工夫し、今年度は映像を使って説明しました。また、継続児の家庭にも毎年入園のしおりを配布して周知を図っています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント>松山市の第2期（令和2年度～令和6年度）子育て支援事業計画の中で、子どもの数、保育のニーズ、潜在的利用者のデータなどが、松山市の9つの区域別に詳細に分析されています。当園の属する北条地区では、引き続き保育の量的確保を推進しつつ、多様な保育ニーズに対応することが求められています。また保育事業全体の動向については、松山市の園長会などで話し合い、情報共有しています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント>当園の課題は近隣の保育園・認定こども園の送迎バスや延長保育対応などの理由により、過去利用園児数が減少しており、雇用形態の異なる少人数の保育士での運営をせざるを得ないことと、園長は捉えています。丁寧な保育の必要な子どもを受け入れることで、保育士の負担が大きくなっていることもあり、人員体制的に地域の様々な保育ニーズに対応しにくい面があるかもしれません。設備の老朽化など、園単独では解決が難しい課題もあるため、松山市の保育園全体の課題解決の取組に期待します。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c

(保育所版)

<p><コメント>中長期の計画を策定しています。市立保育園のため園独自で計画できることには限界がありますが、その中で園としてできる範囲については文章化し、一部の項目は数値目標を設定するなど中長期のビジョンが見えるよう工夫しています。</p>		
5	<p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	a・b・c
<p><コメント>中長期のビジョンの目標を細分化して事業計画に反映しています。園独自に策定することが難しい内容もありますが、中長期ビジョンに基づいた項目や内容が策定されています。さらに多くの数値目標を設定するなどの取組に期待します。</p>		
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>		
6	<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	a・b・c
<p><コメント>新年度の開始後に、職員会を行い事業計画書の見直しをしています。今後、実施状況・達成度を確認・評価する取組に期待します。また、体制上難しい面もありますが、職員全員参加の会を開催することも期待します。</p>		
7	<p>I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	a・b・c
<p><コメント>保護者に対しては、事業計画の主な内容について行事の場などを利用して説明しています。さらに保護者へ分かりやすく説明することが、望まれます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a・b・c
<p><コメント>行事などの機会に保護者アンケートを実施し、全職員で回覧し共有しています。小規模の利点をいかし、保育についての話し合いは日常的に行っています。</p>		
9	<p>I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・c
<p><コメント>保育について話し合った改善策は、ただちに保育に反映されています。今後も継続した取組に期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a・b・c

(保育所版)

<p><コメント>松山市立保育園の施設長の役割と責任は、市役所で定められ文書化されており、4月の職員会で、職員への周知を行っています。災害・事故などの責任と役割についても文書化されており、園長がリーダーシップをとって重大事故の訓練を行いました。園長不在時の体制も表にまとめて、常時目に付く場所に掲示しています。</p>		
11	<p>II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a b・c
<p><コメント>コンプライアンス・倫理・セキュリティなど園長が研修に参加し、理解を深めています。研修後は、職員に周知し理解を促しています。</p>		
<p>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a b・c
<p><コメント>園長は、「ONE TEAM」をスローガンに、雇用形態や担当分野の違う各職員が一丸となって取組むよう、職員の意見を聞きながら、日常的に保育における問題点を話し合い、解決策を講じるなど保育の質の向上に率先して取り組んでいます。</p>		
13	<p>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a b・c
<p><コメント>園長は、松山市の主管課とのヒアリングの際に、人材配置や業務に関する要望を伝えるなど、業務の実効性向上や職員の働きやすい環境づくりに取り組んでいます。さらに、日頃から職員とのコミュニケーションを図り、ワークライフバランスに配慮しています。また、タブレットを使った総務管理・保育管理を行い、業務の効率化に取り組んでいます。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a b c
<p><コメント>基準に基づき、利用者数に応じた人員配置は行われていますが、当園の状況を考慮すると、保育士が不足していると思われます。園長が保育に入ったり、エリアを支援する職員などを利用するなど対応していますが、常勤職員が休みの日の保育内容の統一が難しいと思われます。主管課に対し、要因を分析・数値化するなどして、さらに園としての要望を明確にすることが望まれます。</p>		
15	<p>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a b c
<p><コメント>松山市・園の理念と基本方針に基づき、「期待する職員像」が明確になっています。松山市の規定に基づいた昇進・昇給制度があり、評価は上長によるヒアリング・面談で行われ、その際要望を伝えることができます。多面評価も併せて行われていますが、具体的な評価結果のフィードバックは行われていません。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		

(保育所版)

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
<p><コメント>松山市職員全体のシステムで年休の取得・時間外勤務など就労状況は管理されています。福利厚生・ワークライフバランスの規定も明確で、職員との個別面談も行われています。当園は小規模の人員配置ですが、市立保育園として同じ管理業務を行っているため、業務量に対応できない部分があるようです。現時点では園長の負担でカバーされていますが、作業量を分析するなどして、適正な作業量・人員配置に改善することを期待します。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>正職員は、人事考課や業績考課で目標設定や振り返りを記入し、このシートを基に達成度や進捗状況を確認する制度となっています。単年度任用職員は半期に1度、園長と面談を行って目標達成度の確認を行っています。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント>園の目指す「期待する職員像」を年間計画に記載し、それに基づいた研修計画を策定しています。市職員として職階別、選択制研修の制度により研修を行っています。また保育士としての専門性を高めるために、北条地区研修会・松山市保育会・本庁主催の研修があり、その他の外部研修に積極的に参加しています。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント>外部研修の情報は園長が提供し、積極的に受講を勧めています。正規職員だけでなく、年度雇用の職員も研修に参加できるよう取り組んでいます。地域の研修にも積極的に参加しています。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント>実習生の受け入れについての基本姿勢を明示し、育成についてマニュアルが整備されています。また指導に関する研修も参加するなど積極的に取組んでいます。養成校との連携が取れるよう取組んでいます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c

(保育所版)

<p><コメント>ホームページなどに園の保育方針、保育内容などを公開しています。また毎月発行の園だよりを配布し、その中で園の活動や子育て支援に関する内容を、似顔絵のついた「園長のコラム」として分かりやすく紹介しています。</p>	
22	<p>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>
<p><コメント>松山市立保育園であり、松山市として監査を受けています。園では、職員給食費・障害保険給付・郵券・タクシーチケットの管理を現金受払簿で行うとともに、年2回の公金検査を受けています。</p>	

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント>地域とのかかわり方について、全体の計画に考え方を記載しています。活用できる地域の情報などを、園の入り口に掲示したり、配布するなどしています。近年はコロナ禍のため中止になっていますが、地域の園庭を開放したり、地域の防火パレードに参加するなど地域との交流を深めています。</p>		
24	<p>II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント>ボランティア・体験学習などについて園独自のマニュアルを作成しています。今後、新型コロナが終息すれば要望に合わせて、積極的に対応して行く予定です。</p>		
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント>支援を必要としている家庭の場合には、子ども総合相談センター事務所などと連携を取っています。子供の権利擁護の対応についても協力の連携体制が整っています。また北条地区の人権学習会に園長や職員が参加しています。新型コロナで現在は中止していますが、北条地区の小学校・幼稚園・保育園で連絡会を行っています。</p>		
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント>当園で入園が難しい場合でも、外国籍の家庭や、支援が必要な家庭などの保育園入園についての相談に対応しています。今後コロナの終息時には、地域住民や地域の関連機関・団体などとのさらなる交流を深める取組に期待します。</p>		
27	<p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・c

(保育所版)

<コメント>災害時の指定避難場所（地震・洪水時）に指定され、運用管理マニュアルで事前の備えについて対応しています。新型コロナで中止していますが、公民館活動や防火パレードにも参加しました。近隣は高齢化が進んでおり、地域の高齢者の方の救急要請時に関わるなど、ご近所の緊急時の相談などにも対応しています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント>入園のしおり、パンフレットの理念・基本方針などに、子どもを尊重した保育の実施を明記し、職員と保護者に周知するとともに、職員は常に意識して保育をおこなっています。また、人権擁護のためのセルフチェックリストを用いて、改善点を見つけ今後の保育にいかすよう取組んでいます。また性差による活動の振り分け、遊びの中での色選びでは性別に関わらず、個々を尊重するよう配慮をしています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<コメント>プライバシー保護のマニュアルが定められ、標準的な方法のマニュアルにも具体的な注意点が記載されています。写真等を利用する際には、その都度確認を取っています。さらにプライバシー保護の姿勢や取組について、保護者に分かりやすく説明することが望まれます。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<コメント>園の施設概要については、ホームページ（毎月更新）や子育て情報サイトに掲載するなど手軽に情報入手できるようにしています。見学者に対しては、見学用のしおりを配布し丁寧な説明を心がけています。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<コメント>保育の開始・変更については、年度初めに全家庭に入園のしおりを配布し、必要に応じて個別に説明しています。説明の内容・手順はマニュアルに沿って行っています。今年度は、新入園児に対し、園生活のイメージがつかめるように、パソコン映像をつかって園生活・行事の様子などの説明を行いました。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<コメント>転園に際しては、定められた様式により引継ぎを行う体制になっています。また、転園後の相談には園長が担当者として対応しています。		

(保育所版)

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>毎日の子どもが登園してくる表情など、日々の保育の中で満足度を把握するよう努めています。保護者の満足度を把握するために、各行事の後と年度末にアンケートを取って、結果を職員に伝えるとともに改善点を検討しています。また、個別面談は保護者からの要望があるなしに関わらず、面談機会を増やし、満足度・意見・希望を把握するよう取組んでいます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント>園長が苦情解決受付担当者であり、第三者委員会の設置など苦情解決の体制が整備されており、重要事項説明書などに明記され保護者への説明を行うとともに、園内に掲示しています。入口に意見箱を設置するとともに、苦情の記録簿も準備されています。近年、実際に苦情が寄せられた事例はありませんが、苦情があった場合は園だよりなどを通じて、個人情報に配慮してフィードバックする予定です。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント>保護者が相談できる手段が複数あることは、入園児に資料を配布して説明しています。さらに相談しやすい雰囲気づくりなど、今後の取組に期待します。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント>意見箱の設置し、行事後と年度末のアンケートなど保護者の移行を把握するとともに、日々の保育の場で保護者の相談・意見の傾聴と迅速な対応に努めています。またマニュアル・手順の見直しは、年度末に行っています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント>園長がリスクマネジメントの責任者として避難確保計画などを策定しています。主管課がリスクマネジメント委員会の役割を担っており、連携のとれた体制になっています。ヒヤリハットマップ（大きな園の見取り図に、ヒヤリハット事例を付箋などに記入して貼っている図）を作成・掲示し、ヒヤリハット情報の収集、職員間の共有、再発防止に役立っています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>保健衛生マニュアルに基づき予防策を実施するとともに発生時の対応を職員に周知しています。定期的に松山市医師会から感染症に関する情報を入手し、予防と対策の改善に努めています。また、毎月月末に主管課の作成した「保健だより」を家庭に配布し感染予防の情報提供を行っています。</p>		

(保育所版)

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント>災害時には一斉メール送信システムにより安否確認がとれる体制になっています。毎月避難訓練を実施するとともに、消防署と連携した訓練の機会持つように努めています。地域の防災クラブの方に防災紙芝居を行ってもらうなど、防災意識の向上と地域との連携にも取り組んでいます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p><コメント>標準的な手順書は、松山市として文書化されており、職員間で共有されています。細部については、園独自の方法を工夫して文書化し、保育を行っています。子どもの発達の個人差や障がいの特性に配慮して画一的にならないよう、個別の支援を行っています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント>基本的には、松山市の定めた方法で保育を行い、見直しも市の管轄課が判断しています。実際の保育にあたって、改善点に気づいた場合は年度の途中でも、その都度迅速に対応しています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
<p><コメント>年度初めに、保護者の子育ての方針や思いを聞き取り、個別懇談で一人ひとりの子どもの状況や家庭状況を確認して指導計画を作成しています。配慮が必要な子どもの場合は管轄課の担当や関係機関の意見や助言を聞いて保育にいかしています。また食育活動については、調理員も出席して話し合っています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント>指導計画は、保護者の意向も把握しつつ園長、担任で定期的に見直しています。見直しについて予め手順・仕組みは決められていません。今後の取組に期待します。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント>児童票や個別記録により、子ども一人ひとりの様子を詳細に記録し、子どもに応じた支援を行っています。個別の状況は、その都度職員間で情報共有しています。また市で作成した「乳児発達経過表」で子どもの発達を確認し保育にいかしています。</p>		

(保育所版)

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>〈コメント〉松山市が策定した規定に基づき、保管期間・保管場所・廃棄・情報の提供を行っています。個人情報の取り扱いについて保護者に入園のしおりで説明し、保護者の意向を書面で確認しています。また個人情報の取り扱いについて、全職員が研修を受講するとともに、定期的に確認をしています。</p>		

(保育所版)

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c

所見欄

園の保育理念や方針、保育目標に基づいて、全体的な計画を作成しています。毎年度初めに園長が見直し、担任と話し合って最終的に決定しています。今後は毎年度末に見直しを行うよう変更し作成する予定です。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	該当なし
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c

所見欄

(保育所版)

保育室・ホールは温・湿度計・エアコン・加湿器付き空気清浄機・二酸化炭素測定器を設置し、こまめに清掃・消毒を定期的に行い、衛生管理に努めています。日々子どもとの関わりやクラス保育について振り返りをおこなって、一人ひとりを受け止め、前向きなことばがけに努めています。手洗いや片付けなど生活習慣の習得には、イラストや写真を使って、視覚を使って習得するよう工夫しています。保育室・ホールには、コーナーやパーティションを手作りして、落ち着いた空間づくりに配慮しています。園庭では、野菜の栽培、絵の具遊びなど、様々な経験を積めるように配慮しています。芝生が自生しているなだらかな丘では、そり滑りなどで、丈夫な体作りにも役立っています。広い園庭では、四季折々の昆虫が生息しており、虫取りや図鑑での生態調べなどを行っています。遠足など戸外活動も多く取り入れ、自然環境豊かな立地をいかした取組を行っています。

3歳未満の子どもの保育については、活動内容や発達の特性に応じて、保育室を用意して子ども一人ひとりが落ち着いて生活できるよう配慮しています。保育室を活動ごとにエリア化して、微細運動・粗大運動など、さまざまな運動遊びに取り組むことができるようにしています。3歳以上の子どもの保育については、子どもが主体的に遊具などを選んで、遊べるようにしています。集団でゲーム遊びをする際は、保育士も仲間に入って楽しさを味わいながら、ルールを守る大切さが身につくよう配慮しています。異年齢の子どもたちが、一緒に過ごすことで、年が上の子どもは下の子どもを思いやり、下の子どもは上の子どもを見習ってできるが増えていく、子ども同士の良い関わり合いを大切にしています。

障がいのある子どもの保育については、個別に職員がついて、他の子どもとの仲立ちをしたり、落ち着けない時には、別の場所で活動を楽しめるように配慮しています。できるだけ子どもたちの中で過ごす楽しさを味わえるようインクルーシブ保育を心がけています。職員は、障がい時に関する研修に参加し、研修内容を職員間で共有し、保育にいかしています。

居残り保育は好きな遊びをして過ごしていますが、夕方子どもの人数がかなり減った際には、残った子どもが寂しく感じないように、保育士の膝の上で好きな絵本の読み聞かせをしてもらうなど、温かい雰囲気の中でお迎えを待つことができるよう配慮しています。また、その時の様子などを保護者に伝えています。

保護者に就学について個別懇談などで就学について園の取組を伝えています。またコロナ禍で中断していますが、例年は地域の幼保交流事業で園・小学校の入学式・運動会・卒業式に出席し合っています。

A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ b・c
A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ b・c
A14 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	Ⓐ b・c

(保育所版)

所見欄

健康管理マニュアルに基づき、子どもの健康管理を行っています。保育中の体調悪化については保護者に連絡し、けがの場合は、保護者に連絡の上、病院受診しています。また入園時に保護者に既往症・予防接種歴などを記入してもらい、在園中は担任が追加記入しています。入園時のオリエンテーションでは、子どもの健康に関する園の方針を保護者に説明するとともに、毎月の保健だよりや掲示で情報提供しています。SIDS については1歳児は10分おき、2歳児は15分おきにブレスチェックして、タブレット端末に記録しています。

年2回の健康診断（内科・歯科）、年1回の尿検査（3歳以上）、毎月の身体計測を行って、児童票に記載しています。健康診断の結果は保護者に配布しています。

主管課作成のアレルギー対応マニュアルを配布し、職員に周知しています。松山市医師会作成の「アレルギー除去食に関する確認書」を保護者に確認・同意いただき、除去食を提供しています。提供時には別トレイ、別食器で区別し、調理員と保育士のダブルチェックを行っています。

A-1-(4) 食事

	第三者評価結果
A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a b・c
A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a b・c

所見欄

食育計画・食育活動を計画し、子どもが食を楽しめるよう工夫しています。子どもが落ち着いて食事ができるようホールをコーナーに分けて常設のランチルームを設けています。ランチルームは給食室に隣接しており、調理員が子ども達の食べる様子が観察でき、「おかわり」を子どもに問いかけるなど、楽しくやりとりしながら食事を楽しんでいます。発達・年齢に応じて、食器の形状にも配慮しており、個人差・食欲・嗜好・本人の申し出などにより、給食の量を加減しています。主食も保育園で提供するようになっており、温かいご飯を食べることができます。

園長・保育士・調理員と話し合いを行い、子どもが食に対する興味を持ち、楽しく食べることができるよう取組んでいます。また季節の行事食では盛り付けを工夫するなど、子どもが楽しめるメニューになっています。今年度は、保育参観後に給食の試食会を開催し、レシピも配布することで保護者の食に対する関心を持ってもらうよう取組みました。さらに、給食衛生管理表・健康観察・服装衛生チェックにより、安全・安心に食事ができるよう取組んでいます。

(保育所版)

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	○ a b・c

所見欄

3歳未満児には、連絡ノートで情報交換を行っています。また適宜ボードフォリオを作成し、入り口に掲示して、子どもの日頃の様子を知らせています。コロナ感染防止に配慮しながら、保護者参加の行事をすべて行うことができました。行事後のアンケートで保護者の意向の把握に努めています。

A-2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	○ a b・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	○ a b・c

所見欄

日々の送迎時には、園長または担当職員のどちらかが、保護者対応をする体制をとっており、子どもの様子だけでなく、保護者の様子の変化にも配慮してコミュニケーションを取るよう心がけています。相談しやすいように、職員のほうから話しかけたり、落ち着いた場所で相談できる場所として空き保育室を利用するなど配慮しています。相談内容は記録に残し、必要に応じて職員会議で話し合い、情報共有しています。

虐待マニュアルを整備し、各職員に配布・周知するとともに、事務室にいつでも閲覧できるようにしています。また虐待についての外部研修に参加するとともに、研修内容を内部研修で職員に周知・確認しています。日頃から保護者とコミュニケーションをとり、子育ての悩みを受け止め、アドバイスなどを行う場合もあります。虐待を発見した場合には、子育て相談センターと連携して対応する体制が整っています。

(保育所版)

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A⑳ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑ a b・c

所見欄

指導計画や個別経過記録に評価の欄があり、自らの保育実践の振り返りを行っています。また「人権擁護セルフチェック」を年1回行い、子どもの呼びかけ、性差の対応の配慮なども含め、子どもとの接し方を中心に自己の振り返りを行っています。